

# 札幌市立宮の森中学校 いじめ防止等のための基本方針

## 【1】札幌市「いじめ防止等のための対策」の基本的な考え方

### 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。全ての生徒に関係する問題であるいじめの防止等の対策は、生徒が安心・安立に生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を開かず、いじめが行われなくなることを目指さなければならない。本市においては、「札幌の子どもの最善の利益を実現するため権利条例（平成20年11月7日制定）」により、子どもにとって大切な権利を定め、いじめの防止を含め、広く子どもの権利を保証し、子どもの権利の侵害からの救済などの施策を推進してきた。また、全ての生徒がいじめに向かったり、見過ごしたりしないよう、いじめの防止対策は、いじめが、被害の生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることを十分ご理解することを目指さなければならない。

加えて、いじめ防止等の対策は、子どもの尊厳を保持する目的のため、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携の下、いじめの問題の克服に向けて今後も取り組まなければならない。

### 2 基本方針策定の意義、目的

いじめ問題への対応は、社会における最重要課題の一つであり、これまでも、児童生徒の社会性をはぐくむ教育活動を行うことと併せて、いじめを把握したら、対応チームを組織し、指導方針を共通理解した上で役割分担し迅速な対応を進めてきた。しかしながら、未だ、いじめを背景として、自殺や殺人など重大な事案が全国的に発生している。いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」「いじめは絶対に許きれない」「いじめられた子どもを絶対に守り通す」との意識をもち、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を自覚しなければならない。

札幌市いじめ防止基本方針は、いじめの問題への対策について、全ての子どもと、その周りを取り囲む大人それぞれがいじめ問題に対峙し、主体的かつ相互に協力しながら本市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とし策定した。

### 3 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年10月11日文科科学大臣決定「いじめ防止のための基本的な方針」より）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状態等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

## 【2】札幌市立宮の森中学校いじめ防止等のための基本方針

### 1 いじめ防止等のための基本方針策定の目的

いじめ防止対策推進法第13条「学校は、いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする」を受け、以下のことを目的に宮の森中学校いじめ防止等のための基本方針を策定するものである。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利のみならず、健全に生きる権利をも著しく侵害し、その心身の成長や人格の形成に多大な影響を与える。そればかりか、身体や生命に重大な危機を生じさせる恐れがあることを真摯に受け止め、生徒が人間としての尊厳を保持し、安心・安全に暮らすことができ、健全に成長できる環境を保障することが必要である。その為に、いじめの予測、予防的措置、早期発見及び早期対応、早期解消に関し、基本理念、組織的役割・機能、具体的対策の策定等を定めることで、いじめ防止のための対策や、本校の危機管理マニュアルを総合的かつ効果的、組織的に推進するものとする。

### 2 いじめの定義と主な特質

#### (1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、以下をもって本校でも「いじめ」と捉える。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと捉える。

#### (2) 主な特質

特に以下の点を重要な特質としてとらえて指導の基本とする。

- ・ 周囲から見えにくい（巧妙化、偽装化）
- ・ 当事者の関係から小グループや他学級、部活動へと集団化していく傾向がある。
- ・ 周りではやしたてる子ども（観衆）、見て見ぬふりをする者（傍観者）がいる。
- ・ 対応を誤ると保護者を巻き込んだトラブルに発展し、学校の信用回復に時間を要する。

### 3 いじめ対応の基本理念 いじめ防止等の諸事は次のことを旨として実施する

以下を対応の基本的な理念・原則と位置付けて行動する。

- ・ 全校生徒がいじめを排除しようとし、いじめを認識しながらの放置をもしないために、いじめが人間の心身に及ぼす影響や、いじめの害悪について理解を深め、一人ひとりの心を豊かにするよう協働していく。
- ・ 本校で発生するいじめは、全校生徒に関係する問題であるという認識のもと、すべての生徒が安心して学習や生活に向えるように、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう行動する。
- ・ いじめを受けた生徒の心身の保護、生命の保全が最重要であることを認識しつつ、教育委員会、家庭、その他関係機関・関係者の組織的な連携のもと、当該いじめ問題の本質的な解決を目指す。

## 4 いじめの未然防止に向けての取組

### (1) 取り組みの方向性

#### ①「いじめ」に対する理解

教師は「いじめ」に対する国、又は札幌市の条例等を鑑みるとともに、前述した対応の理念を旨として「いじめ」は絶対に許されないという意識のもと、複雑化するいじめに対する理解を深めていく。また、教職員と生徒が常に協働して「いじめとは何か」を考え、「いじめ撲滅」について行動していく風土を醸成していくことを具体化する。また、常に相手の側に立って物事を考えることを重視し、いじめられている側の気持ちを理解することにつながる活動も恒常化する。

#### ②教師の生徒理解の深化

教師は常に、社会の変化に伴う生徒の変化を捉えながら、従来の生徒理解の感覚をより鋭く見とることができるように研修や日常における情報の共有化を重視し、生徒理解を深化させていく。また、その中で特にいじめられている側に寄り添いながら、その心情を理解した相談活動や傾聴などの技能を豊かにしていく。また、スクールカウンセラーや専門機関との連携を重視し、専門家の助言などを参考に生徒一人一人の背景も含めた状況を丁寧に把握し、個に応じた指導を行うことを重視する。

#### ③生徒の豊かな心の育成

日常から「豊かな心の育成」を教育の重点の一つとして、道徳教育をはじめとする心の教育を、教育活動全体を通じて取り組むとともに、人を思いやる心、協働的な意識にのっとった扶助的心情、規範意識などを育成する取組を生徒会活動などの中でも位置付けて実践する。特に、自らの考えを表現・表出していく活動とともに具現化する。

### (2) 教師の側の具体的取組

#### ①教師のいじめに対する理解・予測的見方の深化

年2回の生徒理解研修を基本とし、各種研修、又は個人研鑽を十分に行い、その成果を校内研修の場において共有し、実践する。

実施	活動	概要
8, 9月	生徒理解研修会	年2回の生徒理解研修会の実施。いじめをはじめとする、諸問題の予防、解決等の研修を実施
4, 7月	生徒指導研修会	指導部中心の生徒指導研修会にて全教職員での情報交流と情報共有をはかる
通年	SCとの情報共有	毎週のカウンセリングのあと、関係教職員と情報交流
通年	職員会議の生徒状況交流	職員会議における集中した生徒指導交流による情報や対応の共有

また常に、次のような感覚を高め、日常の中から情報を共有する素地を形成する。

### ※教師のアンテナの感度を高め、アンテナ網を広げる

- ・子どもを見取るアンテナを高く、変化を見取る目と鋭い感性が求められる。

#### 【教師の観察場面の例】

- 休み時間の表情や視線、会話から
- 掲示物の状態、落書きから
- 授業や給食、清掃などの活動場面から
- 学習態度の変化や遅刻・早退・保健室などの生活の変化から
- 学級での個人ノートや班ノートなどの記述から
- けんかや友人関係のトラブルの原因から
- 学年や教科担任、スクールカウンセラーによる情報交流から

#### 【学校で見られる様々なサインの例】

- 遅刻・欠席が増える
- 急に学習への意欲を失う
- 休み時間は、職員室や保健室の近くにいる
- 紛失物が多くなる
- 給食を食べ残すことが多くなる
- 遊びの仲間に入れられない
- 仕事を押し付けられる
- 教室に入りたがらない
- 当番活動や休み時間に一人である場面が多い
- 持ち物や掲示物にいたずら書きが増える
- からかわれることが多くなる
- 表情が暗くなる
- ケガやキズが多くなる

- ・自分のクラス、自分の学校にも、深刻ないじめが発生し得るという危機意識をもつ。
- ・子どもが自分の苦しみを訴えることができる教師との望ましい信頼関係を築く。

### ②未然防止に向けての具体的プログラム

いじめを決して許さない学校の風土づくりを基盤として、以下のことを積極的に意識し各学年、各分掌での計画・実践に心掛ける。

時期	活動	概要
5, 10月	相談アンケートの実施	年2回 5月、10月（札幌市アンケートとは別に）
通年	ふれあいタイム等の巡視	情報収集の場として、又は未然防止の場として活用していく。
通年	人間関係形成プログラム	エンカウンターや人間関係形成プログラムを各学年で実施する。
通年	道徳教育の推進	『弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない』という認識を徹底させるとともに、思いやりの心、生命や人権を尊重する態度の育成を図る。
7月	講演会の実施	非行防止教室などで「いじめ」をテーマのひとつとする。

通年	日常観察の強化	登下校、休み時間などの日常観察
通年	生徒会活動の充実	生徒会活動を中心とする生徒の自治的活動との連携
通年	家庭との連携	普段から保護者との連絡を密にとり、家庭での些細な変化をとらえる。
11月	いじめ調査の活用	札幌市教育委員会による11月に実施の調査を共有

### (3) 生徒の側の具体的取組

豊かな心を育むこと、信頼できる人間関係を育むことを基盤とした心情の育成、支持的風土づくりの醸成を根幹として以下のような取り組みを適宜、生徒の状態に応じて実践していく。

	活 動	概 要	具体的な実施時期
	人間関係形成プログラムの各学年実施	1年生で行っている構成的エンカウンターや人間関係性プログラムなどの各学年の実情に合わせた実施	通年
	ユニットによる「学び合いのある協働学習」の推進	本校の「ユニット」を各教科等で十分に活用しながら学び合いによる協働の意識の醸成、他者理解を恒常的に進める。	通年
	豊かな表現、アサーティブな表現を身に付ける	表現活動にかかわって、1年時にアサーティブな表現に関するトレーニングを短時間含ませる。	1学期ならびに2学期
	生活委員会によるあいさつ運動等心を耕すか活動とその推進	生活委員会を中心として挨拶等日常生活の中での他者との関わり、他者理解の根本に関する目に見える取り組みを推進する。	通年
	生徒会によるいじめ防止の取組	生徒会の自主的な取り組みにより、いじめ防止や、同等の心を育む取り組みの推進	通年、特に5月
	言語表出による自己統制	生徒の言語による自己表現を重視し、一人一人の宣言等による自己統制を強める。	各学期はじめ
	道徳教育の推進による豊かな心情の醸成	道徳教育により、いろいろなものの見方や考え方があることへの理解、他の人々に対する思いやりの心を育む。	通年
	情報モラル教育の推進	ネット上などへ自分の発する情報をもたらす他者への影響を理解し、適切な使い方を学ぶ機会を増やす。特に誹謗・中傷などを発信しない指導の充実をはかる。	各学期始めを中心に、機に応じて実施
	モラル育成のための各種教室、講演会の実践	生徒指導部による非行防止教室や、全校道徳での講演会を活用して、生徒のモラルの進展を図る。	6,7月

## 5 早期発見・早期対応に向けての取組

### (1) いじめの早期発見について

#### ①教職員の積極的認知の意識

- ・「いじめがどこの学校でも起こりうる」「いじめは見つけにく」という認識のもと危機管理意識を向上させ、些細なサインに気づくことができるようにする。
- ・言葉や態度によるいじめは見つけにくいために、教員間で多様な情報を共有し、点を線にしていく日常的な取組を重視する。
- ・一過性の声掛けに終わらないようにし、「大丈夫です」という表面上の対応だけでなく、声をかけたときの反応、周りの状況を捉えながら継続的に見守ることを行う。

#### ②いじめの認知の場の広がり

- ・学級、学年だけでなく、部活動や交友関係など、広い視野からの人間関係の把握に努める。
- ・教師間や生徒とのかかわりの中から情報を多様に得ながら、それを総合的に判断しながら事実関係を捉えていく。
- ・学年を超えた教師間の情報共有を重視する。教科担任としての意見や情報をつなぎ合わせながら事実を確かなものにしていくことを大切にする。
- ・登校指導時における生徒の様子には、様々な情報を見とることができる。朝のあいさつ活動やふれあいタイムなどを活用して表情や、仲間との関わりをしっかりととらえる。

#### ③家庭との連携

- ・積極的な家庭への連絡を心がけると同時に、学校という集団で見せる心と家庭という場で見られる心の変化をしっかりと捉え、子どもの変化を家庭とも共有していく。

### (2) いじめの早期対応について

いじめが発生した際には以下の流れを基本としながら、早期対応を心がける。特に初動が大切であることを意識し、安全確保を最優先する。そのうえで、管理職や他の教師、学年、生徒指導部との連携を確実にしながら、組織的にその後の指導体制、対応を行っていく。また、あやふやな事実に基づいて行動するのではなく、確かな情報をもとに事実関係を精査していくことも同時進行で行う。その際に被害生徒や保護者とも綿密に打ち合わせをしながら、対応を進める。

#### ①速やかな連絡による組織的な対応

#### ②いじめられている子への安全確保

#### ③事実関係の的確な把握

#### ④関係生徒の保護者との連携の確立

#### ⑤具体的な措置

被害生徒への対応

加害生徒への指導

周囲の生徒への指導

#### ⑥経過の観察

#### ⑦他機関との連携（教育委員会等）

教育委員会

警察

法務局

#### ⑧解決と再発防止に向けての対応

### (3) いじめ発生時の具体的対応

時期	行動	具体的内容
指導継続	初動を迅速に	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捉えた現状の報告と、進行している現状の阻止。</li> <li>・特に被害生徒の安全の確保を最重要とする。</li> </ul>
	組織の編成・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手順に従って組織における対応の確認を行い、指導の方針のアウトラインを共有する。</li> <li>・担任等が抱え込むことのないよう学校全体で対応し、常に複数の視点で事象を捉える。</li> </ul>
	事実確認を正確に	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲からの情報、当事者からの情報を分けながら聞きつけ合わせながら事実をできるだけ一つにしていく。</li> <li>・情報の経緯や状況にもよるが、原則として事実が確認されるまでは、情報によって保護者に誤解を与えないように十分配慮する。</li> </ul>
	市教委との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケースによるが市教委報告と連携強化に努める。また、対応の窓口は一本化する。</li> </ul>
	被害生徒への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の立場に立ち、その生徒を絶対を守る姿勢で対応するとともに、生徒の側に立って事情を聴いていく。</li> <li>・心のケアについてはスクールカウンセラー等と十分に相談しながら進める。</li> <li>・被害生徒のプライバシーや要望を十分に考慮した対応を行う。</li> </ul>
	被害生徒の保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経過、学校の対応などを迅速かつ正確に伝え、今後の解決に向けての理解と協力を依頼する。</li> </ul>
	加害生徒への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非は非としつつ、加害生徒の背景も踏まえて対応していくとともに、周りではやし立てるなど、間接的なかわりを持った生徒に関しても情報を把握し、指導していく。</li> </ul>
	加害生徒の保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実経過、被害生徒の心情など迅速、正確に伝え、今後の解決に向けての理解と協力を依頼するとともに、加害生徒への支援についても話し合う。</li> </ul>
	関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容によっては、ためらわずに連携していく。被害生徒を守ることを最優先とする。</li> </ul>
指導収束後	収束後の見取り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的な観察と情報収集を行い。終息後も状況を十分に捉えていくとともに、家庭とも連絡を取りながら本人の内面的な捉えも十分に行う。</li> </ul>
	再発防止に向けての取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを絶対に許さない風土づくりを日常実践の上に強調して取り組む。</li> <li>・被害生徒及び保護者との了解を得たうえでプライバシーに十分気をつけながら、再発防止に向けた学級指導、学年指導を行う。</li> </ul>
	事案の再吟味	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改めて事案をしっかりと記録としてまとめ、前後の対応に対する評価を行いPDCAのサイクルを機能させる。併せて事例の研修を行いながら十分に共有化する。</li> </ul>

※いじめの解決とは当事者同士の謝罪によって終わるものではなく、被害生徒、加害生徒、他の生徒の関係の修復を経て、集団が好ましい状況を取り戻したことを以て判断する。

## 6 いじめ対応、発生時の組織

### (1) いじめ防止対策推進法第22条による組織

学校がいじめの問題に実行的に対応するために、学校に常設の組織を必ず設置することが法に規定されている。本校では「いじめ対策委員会」をもって問題解決の中核組織とする。



**(2) いじめ対策委員会の構成員は以下のとおりとする**

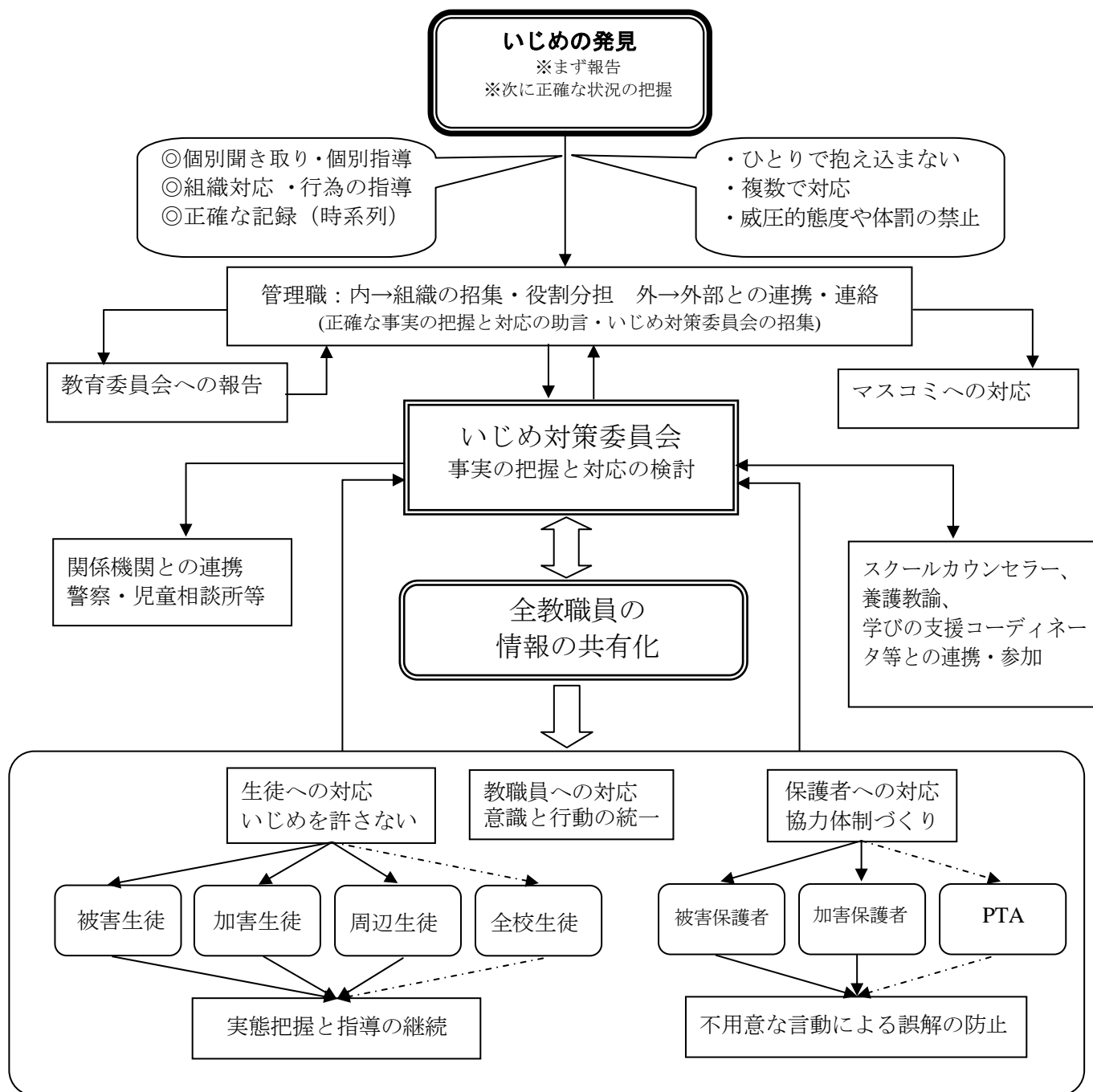
校長・教頭・教務主任・生徒指導部・当該学年主任を基本としながら、必要に応じたプロジェクトメンバーを加えて構成する。

**(3) いじめが発生する前の対応、方向性検討**

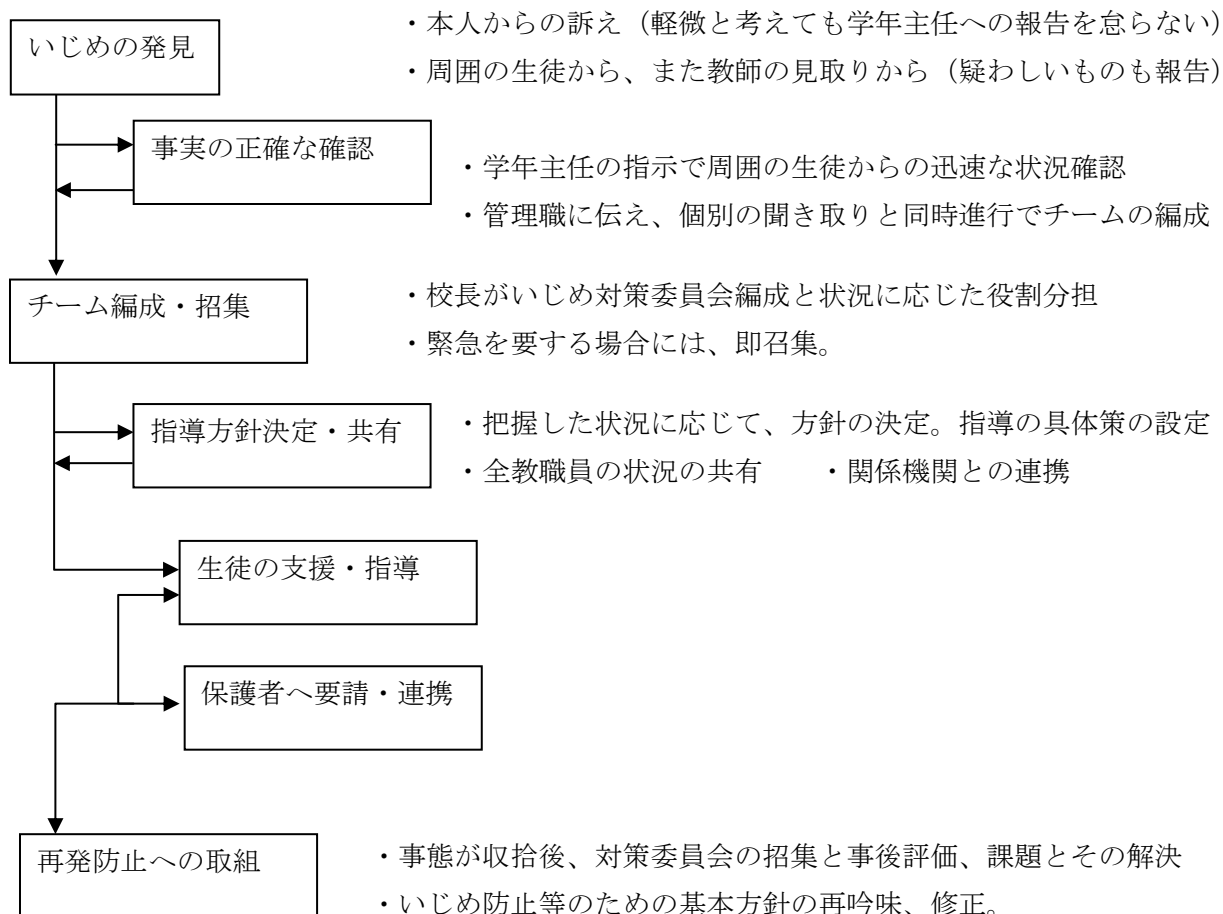
基本方針等に関しては、年度末に評価、次年度の方向性、方針を確立する。

**(4) いじめが発生した場合**

いじめ対策委員会を基本にししながら、指導、支援の方針決定、具体的な活動、連携の指示をする。



## 7 組織活用のフロー



## 8 家庭、地域関係者との連携に関して

### （1）家庭や地域との日常的な協力体制の確立

P T A活動や地域連携、関連小学校などと日常的な連携を強め、様々なことを率直に話し合え、忌憚なく意見を交わすことができる状況づくりに努める。また、地域で子どもを見守り、子どもの様子について何かあった場合には遠慮なく学校に連絡をもらえるような体制づくりを行う。

### （2）いじめ防止に関する家庭や地域への理解の浸透

日頃から地域や家庭と「いじめ問題」についてその防止対策をはじめとしながら、学校の状況、各種取組、生徒会としての活動などを学校便り、ホームページ等で広報し共有化を図る取組を進める。また、P T Aや宮の森中学校区青少年健全育成推進会等の団体が集う場においても話題としながら常に意識化を図り協力体制を日常からつくりあげていく。

## 9 その他

### （1）特殊なケースへの対応

近年にみられるインターネットを通してのいじめへの対応であるが、生徒からの情報やネットパトロールからの情報により、インターネット上での誹謗、中傷が行われた場合には、当該生徒、保護者と

連携し、依頼を受けた学校長が削除依頼を行うことを最優先として、上述した手順に従う。

## (2) いじめ防止等のための基本方針の評価・更新について

- ・PDCAサイクルを重視して、定期的、客観的に評価し、アクションプランを策定しながら更新する。
- ・いじめ防止等のための基本方針はホームページ掲載とし、更新した場合には保護者や地域の理解と協力を得るように働きかける。

## 【3】 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法第28条及び第30条）

### 1 重大事態への対処概要

- (1) 教育委員会又は学校は、いじめの重大事態(※)に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

(※) 重大事態とは（国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

- ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、次の様なケースなどが想定される。
  - ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
  - ・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
- ③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。

- (2) 教育委員会又は学校は、(1)の調査を行ったときは、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

- (3) 教育委員会又は学校は重大事態が発生した旨を地方公共団体の長に報告する。報告を受けた地方公共団体の長は、必要と認めるときは、(1)の調査の結果について再調査を行うことができ、また、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものとする。

### 2 重大事態への具体的な対応

- (1) 重大事態発生の報告

- ・学校は、教育委員会をとおして市長に重大事態の発生を報告する。

## (2) 調査主体の判断

- ・教育委員会が、調査の主体について判断する。

## (3) 調査の実施

①調査の目的は「事実関係を明確にする」ことであり、下記のような事柄を可能な限り網羅的に明確にすることである。

- ・いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか
- ・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・学校・教職員がどのように対応したか

### <留意点>

※この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきであること。

※この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

### ②調査の方法

ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。

イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。

調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

## (4) 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する

※この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

②児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受ける

※上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて地方公共団体の長に報告する。

## (5) 再調査及び措置

①報告を受けた地方公共団体の長は、必要があると認めるとき（※）は、附属機関を設けて調査を行う等の方法により学校又は教育委員会の調査の結果について調査を行う（再調査）。

※1 当該報告に係る重大事態への対処のため

※2 当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため

②再調査を実施するに当たって

- ・第三者等による附属機関を設けて行うことを想定
- ・児童生徒及びその保護者に対して適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

③再調査を踏まえた措置

- ・地方公共団体の長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

④再調査結果の議会報告

- ・地方公共団体の長はその結果を議会に報告しなければならない。  
※報告する内容については、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保することが当然求められる。